

務	00	01	1年
(令和7年3月末まで保存)			
(令和7年3月末まで有効)			

警 務 第 7 3 号
令 和 5 年 5 月 1 9 日

各 所 属 長 殿

青 森 県 警 察 本 部 長

青森県警察女性職員施策検討グループの設置・運営について

この度、「警察運営イノベーション推進プロジェクトチーム設置要綱の制定について」（令和4年6月30日付け警務第111号）に基づき設置する「警察運営イノベーション推進プロジェクトチーム」の下部組織として、下記のとおり「青森県警察女性職員施策検討グループ」を設置し、女性職員が一層働きやすく、活躍できる職場づくりに女性職員の意識を反映させ、実効ある施策を推進していくこととしたので、遺漏なきよう対応されたい。

記

1 目的

女性職員の管理職への登用、育児休業取得者に対する円滑な職場復帰支援等、女性職員が一層働きやすく、活躍できる職場づくりに女性職員の意識を反映させ、もって実効ある施策を推進することを目的とする。

2 構成

女性職員施策検討グループ（以下「検討グループ」という。）は、グループリーダー、サブリーダー及びメンバーで構成し、警務部長が指名するものとする。

3 運営

- グループリーダーは、検討グループを招集し、議事を主宰するものとする。
- グループリーダーは、必要があると認めるときは、メンバー以外の者に対し、会議への出席を求めることができる。
- サブリーダーは、グループリーダーを補佐し、グループリーダーが不在のときはその職務を代理する。

4 庶務

検討グループの庶務は、警務部警務課において行う。

本件担当：警務課企画係